

秋田市告示第232号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年9月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度分市税督促状（10件）
令和4年度分市税督促状（290件）
令和5年度分市税督促状（257件）